

## 処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

どしどし質問してください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

**Q1** 通常、処方せんの使用期間は交付の日を含めて4日以内ですが、90日分や120日分といった長期の処方せんで分割調剤する場合も、4日以内にすべての調剤を済ませないといけなんでしょうか。分割調剤により調剤済みとならなかった処方せんには、使用期間はあるのでしょうか。

また、例えば1回目と2回目を異なる薬局で分割調剤した場合、調剤済みとならなかった処方せん(1回目の分割調剤時)は患者へ返却することになっていますが、薬局にはその処方せんを残さなくてもかまわないのでしょうか。(匿名希望)

**A1** 処方せんの使用期間については、「処方せん交付日」から「初回の処方せん受付日」までの間を規定しているものと解釈してください。また、分割調剤により調剤済みとならなかった処方せんについては、後日、別の薬局で調剤済みとなる可能性もあることから、レセプト作成の都合のためにも、処方せんの写しを取っておくなどの工夫が必要でしょう。

### 1. 処方せんの使用期間

健康保険の場合、通常、処方せんの使用期間は「交付の日を含めて4日以内」と決められています。また、処

方医により特殊な事情(患者の長期旅行など)があると認められた場合には、交付の日を含めて3日以内、もしくは、交付の日を含めて4日を超えた日が指定(処方せんに記入)されることとなります。

長期投薬の処方せんで分割調剤する場合には、その処方せんの使用期間についてどう考えれば良いのか判断に迷うかもしれませんが、ここでいう「処方せんの使用期間」とは、処方せん交付日から初回の処方せん受付日までの期間を決めているものと解釈してください。分割調剤の場合における、その処方せんが調剤済みとなるまでの期間を決めているものではありません。

ただし、処方せんの使用期間内に初回の処方せん受付を済ませているからといって、それ以降の処方せんの取扱期間について、全く制限がないというわけではありませんので誤解しないよう注意してください。具体的には、処方せんの使用期間(通常は4日)と処方せんに記載された処方日数を合わせたものが実質の有効期間(すなわち、処方せんとしての効力を有する期間)となりますので、その期間内に服用が終了するよう調剤を受けることが必要です(図)。

### 2. 分割調剤により調剤済みとならなかった処方せんの取り扱い

分割調剤を行った際に、その処方せんが調剤済みとな

Q  
&  
A



【考え方】分割調剤時における投与日数は、次のうち、いずれか短いほうを適用する。

$$\alpha = \text{「処方せんの使用期間+処方日数」} - \text{「処方せん交付日から当該調剤日までの間隔日数」}$$

$$\beta = \text{「処方日数」} - \text{「分割調剤による投与日数(すでに調剤した日数分)の合計」}$$

- ※1.  $\alpha \geq 0$ および $\beta \geq 0$ の場合のみ有効
- ※2. 処方日数：処方せんに記載されている日数
- ※3. 投与日数：薬局において調剤する(した)日数

【具体例】

処方せん交付日	8月1日
処方せんの使用期間	交付の日を含めて4日間
処方日数	28日分
投与日数	
初回分割調剤日, 投与量	8月3日, 14日分

①2回目の調剤日が8月18日の場合

$$\alpha = (4+28) - (18-1) = 15, \beta = 28 - 14 = 14$$

したがって、残りの投与日数については、14日分まで調剤することができる。



②2回目の調剤日が8月27日の場合

$$\alpha = (4+28) - (27-1) = 6, \beta = 28 - 14 = 14$$

したがって、残りの投与日数については、6日分までしか調剤することができない。



③2回目の調剤日が9月2日の場合

$$\alpha = (4+28) - (33-1) = 0, \beta = 28 - 14 = 14$$

したがって、残りの投与日数については調剤することができない。



図 分割調剤における投与日数の考え方について

らなかった場合には、必要事項を記入した上で、次回以降の調剤を受けるために患者へ返却します。その場合、後日、別の薬局で調剤済みとなる可能性もあり、また、その処方せんに係る調剤報酬明細書(レセプト)が2,000点以上となった場合には、そのレセプトに処方せんの写しを添付する必要があることから、そのような場合のことを考えて、予め処方せんの写しを取っておくなどの工夫が必要でしょう。

**Q2** 先日、受付した処方せんに「キネダック錠」が毎食後服用として処方されていました。添付文書には毎食前服用と記載されているので、服用時点について処方医に疑義照会しましたが、当初の指示の通り「毎食後のまま」との回答でした。特に問題はないのでしょうか。

(広島県 匿名希望)



**A2** 本欄では、薬学的な問題についての是非ではなく、保険請求上の解釈について回答させていただきます。処方医への疑義照会の結果、その回答内容が薬事法の承認内容と異なる服用時点(例：食前→食後)であったとしても、服薬上、特に有効性および安全性について問題がないと認められるケースであれば、保険請求は可能であると判断します。

ただし、その場合には、処方せんや薬歴に疑義照会の内容についてきちんと記録しておかなければなりません。また、保険請求の際に、その調剤の内容について疑問に思われる可能性があるようであれば、レセプトの「摘要」欄を活用し、必要なコメントを記載しておくことも1つの方法でしょう。



## 質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないこと、ありませんか？ 皆様の疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

##### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないという事例で、専門家の意見を知りたい、というような場合が対象になります。

##### ②保険調剤・調剤報酬等に関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ とか、請求もれがあった場合の対応を知りたい？ という質問が対象になります。

##### ③調剤技術等に関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C

錠を粉碎してよいか？ というような調剤技術上の質問が対象になります。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いを致しますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会が決定させていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じょうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦下さい。

### 送 付 先

〒150-8389 東京都渋谷区渋谷2-12-15 長井記念館4F  
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3406)1171 FAX.03(3406)1499